



法律関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレター会員の皆様にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。



## 時効に注意しましょう



よく聞く「時効」という制度ですが、とても複雑な制度です。注意すべき点についてまとめました。

### ・会社間の通常取引の場合

代金を請求できる時期から5年間です。ただし、請負契約の売掛金は請求できる時から3年、売買代金は請求できる時から2年等取引の種類によって短くなることもあります。

### ・不法行為の場合

不法行為とは、交通事故・傷害事件のように、契約がない当事者間で生じる出来事によって発生した損害賠償のことです。このような不法行為に基づく権利は損害及び加害者を知った時から3年間で時効となります。時効になってしまうといくら相手が悪いことをしたと主張したとしても、民事事件の裁判所は認めてくれませんので注意が必要です。

### ・従業員との関係について

給与・残業代については支給日から2年間で権利が時効消滅します。退職金については5年で権利が時効消滅します。従業員との関係ではトラブルが起こらないように注意したいものです。

### ・その他一般の権利について

法律に何らの規定のない一般の権利については10年間で時効になります。ただし「法律に規定がない」かどうかということ判断することは難しい問題です。インターネットで検索したとしても、本当に法律に特殊な規定があるかどうか、短い期間で権利がなくなってしまうかどうか等心配なこともあると思います。時効については弁護士等法律の専門家も注意しながら業務を行っていますので気になる場合には一度相談してみることもよいかもしれません。

### ・時効を止める方法について

時効を止める方法についても色々な方法があります。裁判を起こす、請求書を発送する、相手に債務額を承認してもらう等の方法です。方法ごとに細かいルールが定められています。ちなみに、裁判を起こした場合には、判決確定後10年間は時効になりません。

せっかくの権利が時効によってなくなってしまったということのないようにしたいものです。

(文責 大澤一郎)

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 [info@yotsubasougou.com](mailto:info@yotsubasougou.com) <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋宅番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談

ニュースレター12月号では、2011年上半期に予定されている当事務所の弁護士が行うセミナー・研修会講師等の予定をお伝えいたします。HP・ブログ等でも随時最新の状況をアップしていきますので、よろしければ見ていただければと思います。

(柏・弁護士事務所所長のブログ <http://ameblo.jp/17701770/>)

### 1 社会保険労務士会・東葛支部の先生方との勉強会(2011年1月開催予定・千葉県柏市)

派遣社員について、定年間際の従業員の法律問題について講師をします。正社員と異なり、派遣社員には派遣社員特有の法律問題があります。また、労働組合等の団体も最近では派遣社員の待遇改善に取り組んでいます。会社・従業員が気持ちよく働けるような職場作りという観点からお話ができればと考えています。

### 2 法律事務所の時流と経営(2011年1月開催予定・福岡県)

法律事務所の経営についてのセミナー講師(ゲスト講師)をします。最近、弁護士をめぐる不祥事が増えている、新人弁護士の就職先がない等、弁護士業界をめぐる動きも変わってきています。そのような中で、当事務所の取り組みや私が考える未来の標準的な弁護士事務所の運営方法についてお話をさせていただきます。まだ弁護士経験10年目の私ですが、10年目の今だからこそ話せる話をしたいと考えています。

### 3 法律事務所経営研究会(2011年2月開催予定・大阪府)

私が所属している法律事務所経営研究会の大阪会場でゲスト講師をします。内容はまだ未定です。東京会場の先生には定期的にお会いしていますが、大阪会場の先生にはお会いする機会が少ないので、お会いできるのが楽しみです。

### 4 中小企業のためのサービス残業代対策セミナー(2011年4月開催予定・千葉県柏市)

柏法人会主催のセミナーです。いつもお世話になっている社会保険労務士の山路先生と一緒に、中小企業の社長の観点から、いかに残業代について適切な対策をすべきかについてセミナー講師をします。残業代対策はもめてからの対策では既に遅いことも多いので、事前の対策が重要です。

### 5 労務問題のセミナー(2011年6月・東京)

東京で、社会保険労務士の先生方を対象にした労務問題のセミナー講師を行う予定です。タイトルはまだ未定ですが、その時点で問題となっている事項を含め、最新の情報を提供できればと思います。

2011年には他にもセミナーを予定しています。当事務所では、労務関係について・法律事務所の経営関係についてのみならず、債権回収関係、倒産・廃業・借金関係、契約書関係、交通事故関係、著作権関係、HP運用・SEO関係、その他法律分野一般について多数のセミナー・研修会講師をお引き受けすることが可能です。テーマ等もご要望にできるだけお答えするという方針で行っていますのでお気軽に声をかけていただければと思います。

(文責 大澤一郎)

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 [info@yotsubasougou.com](mailto:info@yotsubasougou.com) <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談